

令和4年請願第1号
関係資料

品川区議会承認案件の工事請負契約金額の変更にかかる
区長の専決処分について

1. 現 状

品川区では、予価格1件1億8千万円以上の工事または製造の請負契約については「議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例」により議会の議決に付さなければならないとしている。

同案件に金額の変更が生じた場合についても、議会の議決を必要としている。

2. 品川区の変更契約の状況

平成30年度 議決案件：16件、

うち契約金額変更あり：7件

契約金額変更なし（内容変更あり）：5件

契約金額変更なし：4件

令和元年度 議決案件：11件

うち契約金額変更あり：1件

契約金額変更なし（内容変更あり）：7件

契約金額変更なし：3件

令和2年度 議決案件：13件

うち契約金額変更あり：3件

契約金額変更なし（内容変更あり）：6件

契約金額変更なし：4件

3. 他区の専決処分事項の指定状況

(1) 契約変更を区長の専決処分事項に指定している区：14区

(2) 専決処分を行う変更金額の範囲

契約金額の100分の20以内：1区

100分の10以内：7区

100分の5以内：5区

100分の3以内：1区

(3) 専決処分を行う変更金額の上限

1億5千万円未満：1区

1億円未満：1区

9千万円：1区

7千5百万円：2区

5千万円：1区

4千万円：1区

設定なし：7区

【参 考】

地方自治法

〔議会の委任による専決処分〕

第一百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項に基づく区長の専決処分について

昭和 59 年 10 月 3 日議決

次の事項は、区長が専決処分することができる。

- 1 区が提起する訴えであつて、その訴訟の目的の価額が 300 万円以下のもの
- 2 区が当事者である和解で、その価額が 300 万円以下のもの
- 3 法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 300 万円以下のもの

なお、「和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について」（昭和 59 年 3 月 29 日議決）は、廃止する。